

京都市告示第 10 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、日本パナユーズ株式会社を京都市公金収納受託者として、京都市美術館の観覧料及び物品売払金の徴収、収納事務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作
(美術館)